

議案第 7 4 号

枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に  
関する規約の一部を変更する規約について

次のとおり、枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託  
に関する規約の一部を変更するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2  
5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、  
議会の議決を求める。

規約案……別記

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 消防通信指令事務の委託に係る経費の負担割合の見直しを行いたいため。

枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の一部を変更する規約案

枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約（平成27年交野市告示第124号）の一部を次のように変更する。

第1条第4号中「運営」の次に「（更新整備を含む。）」を加える。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 委託費のうち、交野市に係る共同経費の額は、当該年度の組合及び交野市に係る第1条各号に規定する事務に要する共同経費の合計額に、基準財政需要額割（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算出される交野市の当該予算年度の前年度の消防費に係る基準財政需要額から、枚方市、寝屋川市及び交野市の当該基準財政需要額の合計額を除いて得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

第3条第4項及び第5項を削り、同条第6項を同条第4項とする。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。